

### 第三者評価結果

事業所名：スターチャイルド<<鴨居ナーサリー>>

#### A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
A-1-(1)-① 【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	b

<コメント>  
 全体的な計画は、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえ、保育理念や保育目標及び保育方針に基づいて作成しています。園は、法人の作成した計画を基に、子どもの発達を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域性を考慮に入れて作成しています。作成された計画は、会議などで職員に周知を図り、全体的な計画を基に年間指導計画などの各種計画を作成しています。全体的な計画は、年度末の会議で職員の意見を取り入れ、次の作成に生かしています。

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
A-1-(2)-① 【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	b

<コメント>  
 保育室は、開口部が広く採光が十分取られ、加湿空気清浄機が備えられていて、室温、湿度、換気など適切な状態が保たれています。保育所内の設備・用具は消毒や清掃作業を強化して衛生に努めています。また、布団乾燥を年4回実施して衛生管理に努めています。職員は、子どもたちの活動や発達に応じて家具や遊具の配置を変え、仕切りやパーテーション設けるなど工夫しています。オープンスペースであるため、一人ひとりが落ち着けるスペースの確保は今後の課題と捉えています。食事や睡眠のための心地よい空間を確保しています。手洗い場・トイレは明るく清潔で「泉」と称する手洗い場は子どもの背丈に合わせ利用しやすい作りとなっています。また、トイレトレーニングをする2歳児はトイレの近くの保育室に変更し、利用しやすい動線となるよう工夫しています。

A-1-(2)-② 【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
-----------------------------------------------------	---

<コメント>  
 職員は、会議等で発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を把握しています。子どもが安心して、自分の気持ちを表現できるよう、自分で考える時間を大事にしています。自分で表現する力が十分でない子どもには、愛着関係を構築して表情や声から気持ちを汲み取るよう努めています。子どもがどうしてこういう気持ちになったのかを理解し、子どもの欲求を受け止め、応答的な対応を心がけています。職員は、「差別禁止マニュアル」や「保育者マニュアル」の「具体的な実践」などを確認して子どもには、肯定的で安心できる優しい言葉かけをするように努めています。主任は各クラスの保育に入り、職員が子どもの状態に応じた保育ができるよう、その都度子どもの姿を話し合っています。

A-1-(2)-③ 【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	a
-----------------------------------------------------------	---

<コメント>  
 一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身に付けられるよう配慮しています。個別に子どもの様子を見て対応し、生きる力が身につくよう支援しています。習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して、達成感が体験できるよう声掛けし、援助しています。また、しなさいと強制するのではなく、子どもの主体性を尊重して取り組んでいます。例えば着脱の際に、「変身するよ」などと声掛けして子どもが自ら動くよう援助しています。一人ひとりの子どもの状態に応じて、戸外活動と室内活動のバランスを考慮に入れ、午睡でしっかりと休息が取れるよう援助しています。生活習慣を身に付けることの大切さを子どもが理解できるよう、普段の保育活動の中で意識して行っています。

A-1-(2)-④ 【A5】 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	b
-----------------------------------------------------------------	---

<コメント>  
 子どもが自主的、自発的に生活と遊びができるよう、自由に選択できる環境を整え、子どもが自分達のルールや発想が展開できるよう援助しています。施設長は「危険性がなければこうでなければいけないことは少ない」と職員に伝え、子どもたちが自発性を発揮できるよう保育士は言葉かけを工夫して援助しています。戸外では、鬼ごっこなどルールのある遊び、室内ではリズム遊びなど子どもたちは年齢に応じて遊びの中で身体を動かしています。幼児クラスは月2回専任講師による体操教室を実施しています。グループ活動などを通して人間関係を意識した活動を援助しています。また、施設長と子どもが遊ぶ月1回の「ジャングルタイム」ではチームプレーが必要な遊びを取り入れ二人三脚で鬼ごっこをするなど友だちと協力し合う達成感を体験しています。天気が良ければ、散歩に出かけ、公園や河川敷など四季の自然に触れ、戸外で遊ぶ環境を確保しています。年齢ごとの年間指導計画に運動・言葉・制作・音楽リズムなどが記載され、様々な表現活動が用意され、劇ごっこや音楽を使用した身体表現などを体験しています。今後は子どもたちが地域の人たちに接する機会や社会体験が得られる機会を設けることが期待されます。

<p>A-1-(2)-⑤ 【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>b</p>
<p>&lt;コメント&gt; 0歳児が、長時間過ごすことができるよう生活活動スペースを分けて環境を工夫しています。子どもの様子をよく観察し、応答的対応を用いて愛着関係が持てるよう配慮しています。安心して過ごせるよう子どもとの関係が構築できるまで関わる職員を限定して対応しています。送迎時に保護者とコミュニケーションを図り、子どもの興味関心を情報収集をして対応するように心がけています。職員間でミーティングを重ね、時には施設長も加わり、段階的な成長を見極め、必要な保育を実施しています。保護者とは、送迎時にコミュニケーションを図り、保育園向けアプリの連絡帳を用いて毎日の家庭と園生活の連続した様子を記して連携しています。保育の中の個別対応では更に子どもの最善の利益を考慮に入れた対応が期待されます。</p>	
<p>A-1-(2)-⑥ 【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; 子どもが遊びに使用する物を自由に選ぶことができるよう環境を整え、子どもの気持ちを受け止めるようにしています。また、遊んでいたものが活動の移り変わりや中断した時は、連続性を持ってやりたいことが最後までできる環境を作っています。子どもが自発的な活動できるよう保育士は遊びを決めつけることなく言葉かけを工夫するようにしています。保育士は、子どもの個々のごっこ遊びがグループでの活動に発展するよう援助して友だちとの関わりを仲立ちしています。朝夕の合同保育や散歩など異年齢で過ごしています。登降園時や保育園向けアプリの連絡帳、個人面談などで一人ひとりの子どもの状況に応じて家庭と情報を共有しています。トイレトレーニングなどは、個別に家庭と連携を図っています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; 幼児クラスは、子どもの好きなことを主体的に自分で選び、興味や関心を大事にして、意見を言える機会を作っています。3歳児は、子どもの意見を基に絵本「クレヨンのかくろくん」の劇遊びをしています。4歳児は、集団の中で自分を発揮し、友だちと楽しみながら遊べるよう自立に向けた支援を行い友だちとの関わりを持てる工夫をしています。5歳児は、集団の中で子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げられるよう、グループ活動を取り入れています。遠足では、目的地での行動を自分たちで決め、保育士の助言を受けなが活動し、達成感を体験しています。子どもの育ちや取組んできた協同的な活動等は、保護者にはドキュメンテーションで知らせています。また、施設長が近隣保育園の調整役として保育園間の交流の機会を設けています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑧ 【A9】 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; 施設は、バリアフリー構造になっていて多目的トイレを備えています。子どもの状況に配慮した個別指導計画を作成し、クラスの指導計画に組み込むよう関連づけています。計画に基づき、子どもの状況と成長に応じた保育を行うとともに、配慮はするものの特別扱いはせず、言葉かけや態度は、他の子ども達と一緒に心がけています。他の子ども達にも一緒であることを伝えていきます。保護者とは、定期的に面談を重ね、特定の保育士が関わる保育を受け入れるなどお互いが歩み寄り、連携を密にして子どもの様子を伝え情報共有を図っています。横浜市北部地域療育センターの巡回訪問等を通じて対応に関するアドバイスを受けながら、検討・見直しを行っています。職員は、障害のある子どもの保育に関する横浜市や法人の研修に参加して得た知識を職員会議で報告し、他の職員に伝えています。また、定期的にケース会議を行い、情報を共有することで、担当者だけでなく全職員が対応できるよう連携しています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑨ 【A10】 それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>b</p>
<p>&lt;コメント&gt; 「延長保育指導計画」を作成し、計画には乳児クラス、幼児クラス別に月毎の配慮することが記載されていて、1日の生活を見通した連続性を配慮した計画性を持って取り組んでいます。オープンスペースのため、ゆったりと落ち着いて過ごす環境はこれからの課題と捉えています。子どもが主体性を持って活動できるよう配慮し、体調や子どもの状況に応じて活動を変えて対応しています。18時以降は全クラスが一緒になることから、月齢や年齢に応じて危険の無いよう配慮しています。子どもの在園時間や生活リズムに配慮した補食を提供しています。その際にはさみしさを感じさせないよう保育士と一緒に過ごします。子どもの状況について、昼礼や「引き継ぎノート」を使用して、必要と思われる伝達事項は、担任以外でも保護者に伝わる体制になっています。担任と保護者は、朝夕の送迎時や連絡帳で連携が図られています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑩ 【A11】 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>b</p>
<p>&lt;コメント&gt; 全体的な計画や年間指導計画などに就学に関する内容を記載し、「アプローチカリキュラム(小学校に向けての円滑な接続計画、幼児期の終りまでに育てほしい10の姿、幼保小連携、家庭との連家など)」を作成して就学を見通した計画に基づいて保育活動を実施しています。5歳児は午睡をしない時間を「ほし組就学準備カリキュラム」として45分の1コマは室内で座って本を読んだり習字体験などを行い、もう1コマは園庭で活動しています。保護者には、活動の様子や情報を提供することで小学校以降の見通しをもてるよう配慮しています。就学に向けた小学校との連携は、小学校職員が子どもの様子を見るために来園することになっています。保育所児童保育要録は、担任が作成し、施設長が確認しています。</p>	

A-1-(3) 健康管理	第三者評価結果
【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもの健康に関するマニュアルに基づいて子どもの健康状態を把握しています。子どもの体調悪化やけがなどについては、担任から施設長に報告され、必要に応じて保護者に電話で連絡しています。降園時に保護者に状況の伝達と降園後の対応を話し、事後の確認をしています。子どもの保健に関する「保健計画」には、保健活動として通年実施・季節実施、年齢別配慮などを記載しています。保育士は、登園時に子どもの様子を観察し、毎朝の体温測定と保護者からの連絡帳や口頭で様子を聞いています。入園時に得た情報に基づいて既往歴等を把握し、保護者に新たな情報を申告・追記してもらい、情報を職員間で共有しています。園だよりなどで子どもの健康に関する取組を伝えています。乳幼児突然死症候群（SIDS）対策として顔色の分かる明るさで、プレスチェックを行い睡眠時の呼吸、顔色、身体の向きなどもチェックして記録しています。保護者には、園だよりで情報提供し、注意喚起を図っています。</p>	
【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>年2回の健康診断と歯科健診が行われ、結果は健康台帳に記録され、会議で周知しています。健康診断の結果をもとに、保護者の意向を確認しながら、食事の食べ方や咀嚼など栄養士と連携しながら保育に生かしています。また、保育では、薄着を心掛け、手洗い・うがいの指導を行うことで健康に気を配るなどに繋がる保育ができています。嘱託医とは連携を図り、新型コロナに関することなどを相談しています。保護者には結果を保育園向けアプリで配信し、口頭でも伝えています。また、毎月の身長・体重測定、年1回の3歳児の視聴覚検査、幼児クラスの尿検査を実施して記録しています。</p>	
【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「アレルギー対応ガイドライン」を基に、子どもの状況に応じた適切な対応をしています。食物アレルギーについては、医師の記入した「アレルギー疾患等生活管理指導表」を提出してもらい、除去食を提供しています。保護者とは、面談を行い治療の状況、認識を共有しています。除去食対応の子どもには、他児とは違う食器やトレイが用意され、食事をするテーブルを別にして、援助する保育士はエプロンを変えるなど分かりやすくしています。他の子ども達との相違が差別にならないよう、食すると具合が悪くなることなどを子どもに伝えています。また、入園説明会や園だよりで伝え、園内に食べ物を持ち込まないよう周知して、アレルギー児に対する認識を持ってもらうよう努めています。</p>	
A-1-(4) 食事	第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「年間食育計画」を作成し、行事食、旬の食材、クラス別の食育活動などを記載して、食について関心を深める取組を行っています。「クッキング保育・食育計画表」では、コロナ禍で話のみとなっていますが、例年は年齢に応じて食材に触れ、クッキングして食について、興味・関心をもつよう援助しています。現在はパーテーションで区切り、黙食をしていますが、グループ同士で楽しく食べるように工夫をしています。食器や食具は年齢や発達に配慮しています。子どもが完食できる量に調整し、幼児クラスは自分の食べられる量を自発的に知るよう促しています。子どもたちは、バケツで稲を育てたり、切り干し大根ができるまでの調理の工程を観察したり、だし汁の香りや色を観察するなど子どもが食についての関心を深める取組をしています。保護者には、給食だよりや献立表などで、園の食への取組を知らせています。</p>	
【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもの発育状況などを考慮し、行事や郷土食を取り入れた献立を作成し、季節感を大切に旬の食材を使い、素材の味を大切に薄味を心掛けて調理しています。産地の明確な安全な食材を使用し、納品後は適切な温度管理して保管し記録しています。栄養士は、ほぼ毎日各クラスをまわり、昼礼や会議でクラス担任から子どもの食べる量や嗜好、喫食状況などを聞き、残食記録と共に状況を把握しています。把握した内容は次に反映し、味付けや切り方などを工夫しています。栄養士は緑区の衛生管理に関する研修会に参加し、給食室は「衛生管理マニュアル」に沿って適切に対応しています。</p>	

## A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p>	

登園時に家庭での子どもの様子を聞き、降園時にその日の子どもの様子を伝え、保護者と情報交換をしています。乳児クラスは保育園向けアプリの連絡帳を活用して毎日の家庭と園の連続性を考慮して日常的な情報交換をしています。保育の意図や保育内容について、保護者に理解を得る機会として、今年度は懇談会の実施を予定しています。保護者と子どもの成長を共有できるようにドキュメンテーションを導入して、日々の様子の写真や行事などの動画を配信して、園での様子が見られるよう支援しています。保護者との面談や情報交換の内容は必要に応じて記録しています。

A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a

<コメント>

保育士は、毎日の送迎時に保護者に声掛けをして、コミュニケーションをとり、日頃から保護者と信頼関係が築けるよう努めています。施設長は、その際には、言葉のかけ方を気をつけるよう職員に伝えています。保護者からの相談は、期間を設けて個人面談を実施するほか、必要に応じて受け入れる体制となっています。施設長は、事務所から状況を見て、気軽にこちらから相談の声をかけるようにしています。保護者の就労等の個々の事情に配慮して、保護者の都合を聞きながら状況に合わせて日時を設定しています。相談内容は、記録し、職員間で共有しています。相談を受けた職員は、施設長や主任に報告し、助言を受けられる体制となっています。

【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
-----------------------------------------------------------------	---

<コメント>

職員は、朝の受け入れ時の観察や登降園時の保護者の対応、着替えの際の観察や子どもの言葉にサインを見逃さないよう、状況の把握に努めています。虐待等権利侵害の可能性を感じた時の対応は、「児童虐待対応マニュアル」を基に適切に対応を協議する体制が取られています。気になる場合は、保護者にこまめに声をかけ、細やかな対応を心がけ精神面などの援助に配慮しています。職員に対しては、虐待等権利侵害に関する研修を通して理解を促しています。配慮が必要な家庭については、施設長が担当となって、緑区役所担当者や情報共有を図り、連携しています。

### A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
【A20】 A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a

<コメント>

年間指導計画や月間指導計画、週案などの指導計画や保育日誌などの記録は振り返りを文章化できる書式になっており、自己評価は意図とした保育のねらいが達成されたか記入しています。保育士の自己評価は、保育の自己評価は、子どもの心の育ちや意欲を大切に、結果だけでなく取り組む過程を重視しています。保育士は、定期的に自己評価を行い、振り返りを次の計画に反映させています。保育士の自己評価は、毎月の職員会議やカリキュラム会議などで各計画を職員間で共有し、互いの向上につながる意識を持って検討を行っています。保育士一人ひとりの課題や得意分野を把握し、それぞれが課題に挑戦して、保育の改善や向上に取組んでいます。